

下諏訪町インターンシップ実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下諏訪町（以下「町」という。）が学生に対して就業体験（以下「インターンシップ」という。）の機会を提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された大学院、大学、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という。）に在学する学生とする。

(受入手続等)

第3条 インターンシップの受入れを希望する大学等は、希望する学生に、インターンシップ申込書（様式第1号）及び履歴書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申込書の提出があったときは、受入れの可否を決定し、その旨を大学等にインターンシップ受入可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 町長は、前項の決定を行うときは、次の事項に留意するものとする。

(1) 希望するインターンシップの内容が町で受入れ可能な業務内容と一致していること。

(2) 町が行う業務に支障がないこと。

(受入期間等)

第4条 インターンシップの受入期間及び申込期間は、町長が別に定める。

(報酬等)

第5条 町は、第3条第2項の規定によりインターンシップの受入れが決定した学生（以下「実習生」という。）に対して、報酬、賃金、手当及び旅費その他一切の金品を支給しない。

(実習生の身分)

第6条 町は、実習生に対し、町職員としての身分を付与しないものとする。

(服務)

第7条 実習生は、町職員の指示に従い、実習時間中は、実習に専念しなければならない。

2 実習生は、実習時間中は、町職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。

3 実習生は、町の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

4 実習生は、実習において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

(誓約書)

第8条 実習生は、前条に規定する事項を遵守するため、誓約書（様式第3号）を、町長に提出しなければならない。

2 実習生が在学する大学等は、この誓約の遵守について指導を徹底しなければならない

ない。

(実習期間中における事故責任等)

第9条 大学等及び実習生は、実習中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故等については、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意又は過失により町又は第三者に損害を与えたときは、大学等及び実習生は、町又は第三者に対して連帯してその損害を賠償しなければならない。

(実習の中止)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が第7条の規定に従わないとき。
- (2) 実習生が正当な理由なく、実習に参加しないとき。
- (3) 町の業務に支障を来すと認められる事態が生じたとき。
- (4) その他実習を継続することが困難な事由が生じたとき。

(報告)

第11条 実習生は、実習期間終了後1か月以内にインターンシップ体験報告書を町長に提出しなければならない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

インターンシップ申込書

(学生記入欄)

ふりがな			
氏名			
大学等 学部学科 学年			
現住所	〒 (-)		
電話番号		E-mail	
緊急連絡先 (住所・氏名・電話番号)			
下諏訪町でインターンシップを希望する理由			
インターンシップ希望期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
実習における単位認定の有無	有 ・ 無 (備考)		
希望する業務内容	第1希望		
	第2希望		
	第3希望		

(大学等記入欄)

所在地			
担当部署			
担当者職・氏名			
連絡先	TEL () -	E-mail	
	FAX () -		
下諏訪町インターンシップ実施要領の遵守事項について同意するとともに、上記学生のインターンシップへの参加を申し込みます。 年 月 日 大学等名称 及び代表者名 印			

※希望業務については、下諏訪町ホームページ等をご覧いただき、具体的な課所名を記入してください。

様式第2号（第3条関係）

インターンシップ受入可否決定通知書

年 月 日

様

下諏訪町長

年 月 日付で申込のあった下諏訪町インターンシップについては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 受入の可否 受入を（可・否）とします。

2 受入れに関する事項（受入を可とする場合）

(1) 受入対象学生

①氏 名

②生年月日

③学部学科

(2) 受入期間

年 月 日（ ）～ 月 日（ ） 日間

(3) 受入部署

(4) 備 考

受入対象学生の誓約書を 年 月 日までに提出していただきますようお願いいたします。

様式第3号（第8条関係）

誓約書

年 月 日

下諏訪町長

大学等名
（学校・学部・学科）
住所
氏名

私は、下諏訪町においてインターンシップの実習を受けるにあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 下諏訪町職員の指示に従い、実習期間中は実習に専念します。
- 2 実習期間中は、下諏訪町職員が遵守すべき法令、条例等を遵守します。
- 3 下諏訪町の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為は行いません。
- 4 実習上知り得た秘密を漏らすことはいたしません。また、個人情報の取扱いについては、次の事項を遵守します。なお、実習終了後も同様といたします。
 - (1) この実習に関して知り得た個人情報を実習以外に使用し、又は第三者に引き渡すことはいたしません。また、個人情報を使用する場所についても下諏訪町の指示によることとします。
 - (2) 下諏訪町の指示または承諾があるときを除き、この実習を行うために下諏訪町から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、または複製することはいたしません。
- 5 実習の成果として論文等を外部に発表しようとする場合は、事前に下諏訪町長の承認を得ることとします。
- 6 実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入します。
 - (1) 実習中及び実習先との往復途上における事故に関しては、自らの責任において対応します。
 - (2) 故意又は過失により下諏訪町に損害を与えたときは、その損害を賠償します。
 - (3) 第三者に与えた損害についても、責任の一切を負うこととします。
 - (4) 第三者に与えた損害等により、下諏訪町が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、下諏訪町が被った損害の補填をします。
- 7 実習終了後1か月以内に、インターンシップ体験報告書を提出します。